

拳銃等の取扱いに関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

(概要)

この訓令は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）に基づき、拳銃等の取扱いについて必要な事項を定めたもので、昭和38年6月5日から施行しています。

その内容は、

- 拳銃等の取扱責任者等の指定
- 拳銃等の保管要領
- 拳銃手入れの要領

等です。